

## 一般会計等注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）。当町は該当ありません。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの

財務書類作成基準日における時価により計上しています。当町は該当ありません

##### イ 市場価格のないもの

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格。当町は該当ありません

##### イ 市場価格のないもの

出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法により算定しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 15年～50年

工作物 5年～48年

物 品 5年～15年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権及び未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 投資損失引当金

連結対象団体に対する投資に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

③ 物品及びソフトウェアの計上基準

取得価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

④ 資本的支出と修繕費の区分基準

法人税法基本通達第7章第8節によっています。

2 重要な後発事象

当町は該当ありません。

### 3 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

ア 郡山地裁平成26年(ワ)第2号損害賠償等請求事件

請求額 275,488 千円

※上記訴訟については、平成29年12月18日和解

和解金 7,500 千円

土地買取金 17,300 千円

### 4 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計、土地取得事業特別会計、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計、  
育英資金貸付費特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

(3) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（平成29年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況。

実質赤字比率 : —

連結実質赤字比率 : —

実質公債費比率 : 10.0%

将来負担比率 : 27.3%

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

10,853 千円

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費 : 547 千円

繰越明許費 : 386,406 千円

合計 : 386,953 千円

(8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。今年度は、該当する資産はありません。

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

5,630,514 千円

(10) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額	8,981,886 千円
〔内訳〕 地方債残高	5,264,626 千円
債務負担行為支出予定額	756,544 千円
公営事業地方債負担見込額	2,392,208 千円
一部事務組合等地方債負担見込額	101,966 千円
退職手当負担見込額	466,542 千円
第三セクター等債務負担見込額	0 千円
連結実質赤字額	0 千円
一部事務組合等実質赤字負担額	0 千円
基金等将来負担軽減資産	8,200,639 千円
〔内訳〕 地方債償還額等充当基金残高	2,431,413 千円
地方債償還額等充当歳入見込額	138,712 千円
地方債償還額等充当交付税見込額	5,630,514 千円
(差引) 将来負担すべき実質的な負債	781,247 千円

(11) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
当町では該当ありません。

(12) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(13) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	352,677 千円
投資活動収支	△483,876 千円
基礎的財政収支	<u>△131,199 千円</u>

## (14) 既存の決算情報との関連性

(千円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,307,970 千円	6,188,318 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	154,397 千円	145,402 千円
資金収支計算書	6,462,367 千円	6,333,720 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得事業特別会計、鏡石駅東第 1 土地区画整理事業、育英資金貸付費特別会計）の分と会計間の繰入繰出額を相殺消去した分だけ相違します。

## ア 地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

## (15) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	402,292 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	39,946 千円
減価償却費	△886,741 千円
徴収不能引当金繰入額	△7,896 千円
退職手当引当金繰入額	△8,832 千円
賞与引当金繰入額	△55,674 千円
資産除売却損益	△6,635 千円
投資損失引当金繰入額	△13,143 千円
未収債権、未払債務等の増減	44,489 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△492,194 千円

## (16) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 500,000 千円です。

## (17) 重要な非資金取引

道路に係る工作物の寄附取得	487,996 千円
---------------	------------